

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し案について

各分野の検討会における技術的助言等を踏まえ、今般のほう素、ふっ素並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）に係る暫定排水基準の見直し案（平成 28 年 7 月 1 日から 3 年間適用）を以下のとおりとすることが適当と考えられる。

温泉分野

対象業種 旅館業（温泉を利用するもの）

基準案

ほう素：変更なし（500mg/L 500mg/L）

ふっ素：変更なし

- ・自然湧出源泉を利用する旅館業（50mg/L 50mg/L）
  - ・自然湧出源泉以外（掘削泉や動力による揚湯を行っている源泉）の源泉を利用する旅館業（30mg/L 30mg/L）
  - ・湧出時期が昭和49年12月1日以降の排水量50m<sup>3</sup>/日以上のもの（自然湧出・自然湧出以外）（15mg/L 15mg/L）
- 水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日（特定施設に旅館業の用に供する施設を追加）

畜産分野

対象業種 畜産農業（豚房施設（面積が 50m<sup>2</sup> 以上）を設置するもの等）

基準案

硝酸性窒素等：暫定排水基準を改定（700mg/L 600mg/L）

工業分野

対象業種	基準案（単位 mg/L）		
	ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造）	120 一般へ	/	/
うわ薬製造業（うわ薬かわら製造の用に供するもの）	変更なし（140）	/	/
ほうろう鉄器製造業・ほうろううわ薬製造業	50 40	15 12	
金属鋳業	変更なし（100）		

対象業種		基準案（単位 mg/L）		
		ほう素	ふっ素	硝酸性窒素等
電気め っき業	日排水量 50m <sup>3</sup> 未満	40 30	50 40	300 一般へ
	日排水量 50m <sup>3</sup> 以上		変更なし（15）	
貴金属製造・再生業		50 40		3,000 2,900
酸化コバルト製造業				変更なし（160）
ジルコニウム化合物製造業				変更なし（700）
モリブデン化合物製造業				1,700 1,500
バナジウム化合物製造業				1,700 1,650

### 下水道業

温泉を利用する旅館業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業及びモリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業のうち、直ちに一般排水基準に対応できない事業場が1事業場ずつある。このため、温泉を利用する旅館業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業についてはほう素について、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する特定事業場からの排水を受け入れる下水道業については硝酸性窒素等について、それぞれ暫定排水基準を設定している。

温泉排水を受け入れる下水処理場については、流入水量及び水質に変化がないことから、現行の暫定排水基準 50mg/L を維持することが適当と考えられる。

また、モリブデン化合物製造業・ジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れる下水道事業場については、下水に排除する事業者が排水中における硝酸性窒素等濃度の低減の取組を進めており、下水処理場における処理水量の将来見込み及び硝化率等に基づく計算の結果から、現行の暫定排水基準 150mg/L を 130mg/L に引き下げることが適当と考えられる。

対象業種 下水道業（温泉排水を一定割合以上受け入れているもの）

基準案 ほう素：変更なし（50mg/L 50mg/L）

対象業種 下水道業（モリブデン化合物製造業・ジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れているもの）

基準案 硝酸性窒素等：暫定排水基準を改定（150mg/L 130mg/L）



以上、 から の内容を取りまとめると、別表のとおりである。

(別表)

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)

	業種	制限等	現行(H25.7.1～H28.6.30) 見直し案(H28.7.1～H31.6.30)		
			ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)
温泉	旅館業	自然湧出	500 500	50 50	
		自然湧出以外		30 30	
		昭和49年以降湧出で50m <sup>3</sup> /日以上		15 15	
畜産	畜産農業				700 600
工業	粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造	120 一般		
	うわ薬製造業	うわ薬かわら製造の用に供するもの	140 140		
	ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ薬製造業		50 40	15 12	
	金属鋳業		100 100		
	電気めっき業	日排水量50m <sup>3</sup> 未満	40 30	50 40	300 一般
		日排水量50m <sup>3</sup> 以上		15 15	
	貴金属製造・再生業		50 40		3,000 2,900
	酸化コバルト製造業				160 160
	ジルコニウム化合物製造業				700 700
	モリブデン化合物製造業				1,700 1,500
バナジウム化合物製造業				1,700 1,650	
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	50 50		
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの			150 130

一般排水基準(単位:mg/L)  
 ほう素:10(海域は230)  
 ふっ素:8(海域は15)  
 硝酸性窒素等:100

 暫定排水基準を変更せず延長  
 暫定排水基準を改定して延長  
 空欄は一般排水基準適用